

資産づくり / 始めませんか？

NISAは利益に対して税金がかからない制度です。

# NISA口座開設

ニーサ

## キャンペーン

キャンペーン期間  
2023年  
8月1日(火)  
▼  
2024年  
3月29日(金)

口座開設は  
さがしんきんで



最大  
1,500円分 /

もれなく  
プレゼント

キャンペーン期間中、以下のお取引を  
ご契約いただいたお客さまにクオカードプレゼント

NISA口座を新たにお申込の方に

### クオカード500円分プレゼント!



さらに 月5,000円以上の積立投資信託契約(新規契約)をされた方に

### クオカード1,000円分プレゼント!



2024年3月29日(金)時点で条件を満たしているお客さまを対象としてクオカードを進呈いたします。

	現行NISA		新NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠 <small>併用可</small>	成長投資枠
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	
			1,200万円(内数)	
口座開設期間	2018年~2042年	2014年~2028年	2024年~恒久化	
投資対象商品	長期・積立・分散投資に通じた一定の投資信託 ※金融庁への届出が必要	上場株式・ETF・公募株式投資信・REIT等	積立・分散投資に適した一定の投資信託(現行のつみたてNISA対象商品と同様)	上場株式・投資信託等(①整理・監理銘柄②信託期間20年未滿、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外)
対象年齢	18歳以上		18歳以上	

※出典:金融庁「NISA特設ウェブサイト(NISAとは?)」 ※2024年からの新しいNISA制度の開始に伴い、現行の制度は、2023年までとなる見込みです。

佐賀市内

- 本店営業部 0952(22)2145
- 早津江支店 0952(45)2151
- 神野支店 0952(31)3161
- 天祐支店 0952(25)3221
- 佐賀医大前支店 0952(30)0620
- 神埼支店 0952(53)3353
- 大崎支店 0952(26)2431
- 高木瀬支店 0952(31)3161
- 西支店 0952(25)3165
- 尼寺支店 0952(62)2331
- 鳥栖支店 0942(82)0689



あなたの笑顔がみたいから  
**佐賀信用金庫**

2023年8月1日現在

# NISA口座開設 キャンペーン

キャンペーン期間: 2023年8月1日(火)~2024年3月29日(金)

## 一般NISA・つみたてNISAに共通するご留意事項

- NISA口座は、一般口座や特定口座と異なり、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)しか開設できません。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできません。
- 当金庫のNISA口座で購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託に限られます。また、当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用して購入等することはできません。また、設定する勘定の種類を変更する場合は、所定の切り替え手続きが必要であり、年内にいずれかの勘定を利用して購入等した場合は、同一年中は勘定を変更できません。
- NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等と損益の通算ができません。また、当該損失の繰越控除もできません。
- NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となります。
- 購入時手数料を除き、一般NISAは年間120万円が、つみたてNISAは年間40万円が非課税投資枠の上限として設定されます。
- 収益分配金をNISA口座で再投資することができる場合には、再投資する年の非課税投資枠を使用することになります。
- NISA口座で保有している株式投資信託を一度換金するとその非課税投資枠の再利用はできません。(短期間に売買等を行う投資手法はNISA制度を十分に利用できないこともあります。)
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、一般NISAおよびつみたてNISAにおいては制度上のメリットを享受することはできません。
- 2024年1月から新しいNISA制度となり、現行の一般NISA・つみたてNISAの非課税投資枠を利用した新規投資が、2023年末までできなくなります。
- 2023年末までに現行の一般NISA・つみたてNISAの非課税投資枠を利用して購入した商品は、その非課税期間終了時まで非課税で保有することができます。
- 現行の一般NISAを利用して投資した商品は、2024年1月以降の新しいNISA制度にロールオーバーできなくなることが予定されています。

## つみたてNISAのご留意事項

- つみたてNISAで購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託のうち一定の要件を満たすものに限られます。
- つみたてNISAでは、非課税累積投資契約に基づいて定期かつ継続的な方法により対象商品が購入されます。
- つみたてNISAは、非課税期間終了後、ロールオーバー(非課税保有期間の延長)ができません。
- つみたてNISAでは、購入した株式投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- つみたてNISA用の勘定を設定している場合には、初めてつみたてNISA用の勘定が設けられた日から10年を経過した日(10年後以降は5年経過した日ごとの日)におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、つみたてNISA用の勘定に新たに株式投資信託を受け入れることができなくなります。

## 投資信託のご留意事項

投資信託においては下記の点をご確認ください。

- 投資信託をご購入の場合は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は当金庫本支店にご用意しています。
- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(申込手数料、換金時の手数料、信託財産留保額)が合計でお取引金額の0.0%~最大2.75%(商品ごとに異なります。消費税込)必要です。また、これらの手数料とは別に投資信託の総資産総額の年0.09889%~最大年2.42%(商品により異なります。消費税込)を信託報酬として、毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客様にご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。
- 投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替の価格の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 投資信託はクーリングオフできません。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 当金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。